

各介護サービス事業所 管理者 様

(さいたま市所在事業所を除く)

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 播磨高志 (公印省略)

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて (通知)

本県の高齢福祉行政について、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

災害時における被災状況の把握については、被災状況整理表により御報告いただいていたところですが、より迅速な情報把握と適切な支援に繋げるため、厚生労働省が運営する介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能(以下、「災害時情報共有システム」という。)が追加されました。

今後、災害時に被災した場合には、災害時情報共有システムにより被災状況を報告していただくようお願いします。災害時の対応は下記のとおりですので御承知おきください。災害時情報共有システムについては、埼玉県ホームページ「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/saigai_kyouyuu.html)も併せて御確認ください。

記

1 国における災害情報の登録

災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が、災害時情報共有システムに、介護施設等の報告先となる「災害情報」を登録します。

(災害情報の登録例) 令和〇年台風〇号、令和〇年〇月豪雨

2 県から介護施設等への連絡

県から各介護施設等に対して、災害時情報共有システム上で被害状況の報告が可能になったことを連絡します。(さいたま介護ねっとへの掲載等により周知する予定です。)

3 介護施設等における被害状況の報告

介護施設等は、情報公表システム(<https://www.kai.gokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/11/>)に以下の所定の方法でログインし、被害状況を報告します。

【システムログイン方法】

施設種別	ID及びパスワード
有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス	本通知添付の「災害時情報共有システムログインID及びパスワードについて」を参照してください。
介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所（特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）を除く。）	情報公表システムのID及びパスワード

報告に際して、システムの都合上全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告してください。

なお、小規模災害など、国からシステム利用の指示がない場合やシステムの利用ができない施設等においては、従来どおり以下のページを参考に、被災状況整理表により速やかに県（市町村所管施設については、各市町村）に報告してください。

4 その他

○災害時情報共有システムの概要

「埼玉県 災害時情報共有システム」で検索してください。URL 等は以下のとおりです。

- ・ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/saigai_kyouyuu.html
- ・ ページ番号：205647

担当：施設・事業者指導担当

Mail：a3240-07@pref.saitama.lg.jp